

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年5月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500020 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1500004 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和54年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和54年4月30日から同年5月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年4月30日から同年5月1日までの訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月30日から同年5月1日まで
A社C店に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求期間において、A社C店に勤務していたことが認められる。

一方、A社C店は、オンライン記録によると、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同社同店の責任者であった者は、「A社C店が厚生年金保険の適用事業所となる前の正社員の厚生年金保険については、A社本社において加入させていたと思う。」と回答していることから判断すると、同社C店が適用事業所となる前に同社同店で勤務していた社員については、同社本社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められる。

また、上述のA社C店の責任者であった者は、「継続して勤務している正社員の給与から厚生年金保険料を控除しないということは、考えられない。請求期間においても、正社員は間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と回答している上、他の同僚は、「請求者は正社員として勤務していた。請求期間において、請求者の勤務形態及び業務内容に変更は無く、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険料をA社(本社)の事業主により給与から控除され

ていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社（本社）における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500034号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500001号

第1 結論

昭和53年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和61年3月まで

会社を退職した昭和53年4月に、既に国民年金に任意加入していた母の勧めでA市B区役所において国民年金の任意加入手続を行い、それ以降途切れることなく、請求期間の国民年金保険料を毎月納付していたのに、年金記録では、未納とされており納付がいかないの、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年4月に、既に国民年金に任意加入していた母の勧めでA市B区役所において国民年金の任意加入手続を行い、それ以降の請求期間の国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、請求者の母が国民年金に任意加入したのは、オンライン記録上、昭和53年7月31日であることから、請求者の主張と時期が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳前渡整理簿により、A市B区において、昭和61年8月以降に払い出されたものと確認でき、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は昭和61年8月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年8月の時点では、請求期間のうち昭和53年4月から昭和59年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和59年7月から昭和61年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしているところ、A市の国民年金過年度納付記録簿(平成2年12月10日作成)において、請求期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致していることから、過年度納付はなかったと考えられる。

加えて、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500049号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500002号

第1 結論

昭和56年3月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月から昭和59年3月まで

A市B区Cに転入した昭和56年3月頃に同市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、それ以降の請求期間の国民年金保険料を毎月又は数か月ごとに定期的に納付していたのに、年金記録では未納とされている。国民年金の加入期間と保険料納付期間が一致していないのは納得がいかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市B区Cに転入した昭和56年3月頃に国民年金の加入手続きを行ったとしており、学校法人E学園から提出された請求者の学籍簿により、請求者が同学園F高等専修学校に入学した同年4月時点における住所は、A市B区Cであったことが確認できるが、請求者が唯一交付を受けたとする年金手帳における最初の住所欄には、A市B区Dと記載されており、請求者の主張と符合しない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年2月15日にA市B区で払い出されたことが確認でき、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、請求者の主張と時期が相違している。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年2月の時点では、請求期間のうち昭和56年3月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和57年1月から昭和58年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、A市の請求者に係る国民年金過年度納付記録簿(平成2年12月10日作成)において、請求期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致していることから、請求者は、請求期間について保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料

が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。